保護者の皆様へ

**令和６年度　特別支援教育就学奨励費のお知らせ**

東広島市教育委員会

　 東広島市では、東広島市立小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、学用品費や給食費などの一部を補助する特別支援教育就学奨励制度を設けています。希望される方は、申請手続きをしてください。

**※注意**　特別支援教育就学奨励費制度とは別に、経済的にお困りの方へ、給食費や学用品費等を援助する「就学援助」制度があります。就学援助費と特別支援就学奨励費を同時に受給することはできません。また、生活保護の教育扶助費を受給している方も就学奨励費を受給することはできません。

**１　対象となる方**

1. 東広島市内に住所を有し、東広島市立小・中学校に通学する児童生徒の保護者で児童生徒が次のいずれかに該当する場合
2. 特別支援学級に在籍している
3. 通常学級に在籍し学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障がいの程度に該当する（精神障害、発達障害の方は該当しません。）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 障がいの程度 |
| 視覚障がい者 | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 聴覚障がい者 | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 知的障がい者 | 1　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの  2　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの |
| 肢体不自由者 | 1　肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの  2　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者 | 1　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの  2　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの |

◎視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

◎聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。

**２　支給内容について　　※上限額は変更することがあります。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象経費 | 支給対象者 | 支給内容 |
| 学用品・通学用品購入費 | Ⅰ段階  Ⅱ段階 | **小学校　5,820円、中学校　11,370円（定額支給・レシート不要）** |
| 新入学学用品・通学用品購入費（※１年生のみ） | Ⅰ段階  Ⅱ段階 | **小学校　25,555円、中学校　30,490円（定額支給・レシート不要）** |
| 修学旅行費 | Ⅰ段階  Ⅱ段階 | 実費の1/2（小学校上限額10,790円、中学校上限額28,860円） |
| 学校給食費 | Ⅰ段階  Ⅱ段階 | 実費の1/2 |
| 校外活動参加費 | Ⅰ段階  Ⅱ段階 | 宿泊ありの場合、実費の1/2（小学校上限額1,845円、中学校上限額3,105円）  宿泊なしの場合、実費の1/2（小学校上限額800円、中学校上限額1,155円） |
| 通学に要する交通費  職場実習に要する交通費 | Ⅰ段階  Ⅱ段階  Ⅲ段階 | 児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する（実習先に行く）場合の交通費（Ⅲ段階は実費の1/2） |
| 体育実技用具費  （※中学校のみ） | Ⅰ段階  Ⅱ段階 | 実費の1/2（上限3,825円） |

Ⅰ段階…世帯の収入額が生活保護基準の1.5倍未満

Ⅱ段階…世帯の収入額が生活保護基準の1.5倍以上、2.5倍未満

Ⅲ段階…世帯の収入額が生活保護基準の2.5倍以上

※１　世帯の収入額に応じて、Ⅰ段階からⅢ段階のいずれかに認定されます。

**３　留意事項**

1. 学用品費・通学用品購入費、新入学学用品費・通学用品購入費の請求に**レシートは不要です**。認定を受けた場合は定額支給となります。（ご家庭で保管されていたレシートは破棄していただいて結構です。）
2. 学校給食費の支給方法は、学事課が学校給食費の支給額を計算し、前期・後期の2回にわけて、保護者の給食費引き落とし口座に直接入金します。（前期分は、認定から１か月後程度、後期分は次年度の４月ごろ支給見込みです。）
3. 通学に要する交通費では「児童等の障がいの状態・特性を考慮して校長が必要であると認めた場合」に限ります。また、通勤途中の送迎、いきいきこどもクラブを介しての送迎の場合は除きます。

**４　申請の方法等**

1. 提出書類

①　特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

②　委任状

1. 障がいの程度が判別できるもの（※通常学級に在籍する児童生徒のみ必要です）

（身体障害者手帳、療育手帳、医師診断書等の写し）

※①及び②の書類については学校にお問い合わせください。

※令和６年１月２日以降に東広島市へ転入された方は、令和６年１月１日時点でお住まいの住所地の市町村で発行された、市県民税課税台帳記載事項証明書（令和５年１月から１２月までの所得を証明するもの）が必要です。

1. 提出先

各小中学校に必要書類を提出してください。

1. 提出期限

学校に確認してください。

1. 支給可否の決定

教育委員会において審査し、学校を通じて支給区分の結果を通知します。

1. 注意事項

　　　　公共交通機関を利用している通学者については、定期券の写しや利用明細の写しの提出が必要になります。

**５　問合せ先**

東広島市教育委員会学事課　TEL：(082)420‐0975　FAX：（082）423-7551